

# 納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

保険制度は皆さんの保険料で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

## 納付方法

状況により納付方法が変わります。

### 普通徴収

納付書または口座振替による納付です。納付書を7月15日(水)に送付します。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限日に振り替えます。

### 特別徴収

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書を7月31日(金)に送付します。普通徴収から特別徴収に変わる場合は、10月から切り替わります。

納期限	
第1期	平成27年 7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月 2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月28日(月)
第7期	平成28年 2月 1日(月)
第8期	2月29日(月)

## 介護保険料

介護保険は、40歳以上の人加入する支え合いの制度です。40～64歳の方は加入する健康保険税(料)の一部として、65歳以上の方は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、徴収方法が変わります。

### 特別徴収になる人

年金の年間受給額が18万円以上で、年金を担保にしていない人

※上記に該当しない場合は、普通徴収になります。

※年度途中で65歳になった人・転入した人、老齢福祉年金・恩給のみを受給している人、特別徴収が中止になった人も普通徴収になります。



## 国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や会社を辞めた人が加入し、その健康を支える制度です。

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入してなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

※4月から軽減制度の対象世帯拡張と限度額の引き上げが行われました。詳しくは税制係までお問い合わせください。

### 特別徴収になる人

次の全てに該当する人

- ・介護保険料が特別徴収されている
- ・世帯主が国保に加入している
- ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上
- ・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満(世帯主を含む)

※上記に該当しない場合は、普通徴収になります。

※世帯主が年度途中で75歳になる場合も普通徴収になります。

## 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療は、75歳(一部65歳)以上の方が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

### 特別徴収になる人

次の全てに該当する人

- ・介護保険料が特別徴収されている
  - ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ※上記に該当しない場合は、普通徴収になります。

※年度途中で75歳になった人・転入した人、障害認定により後期高齢者医療保険に切り替えた65歳以上の人も普通徴収になります。

## ！納付方法の変更！

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

希望する人は、口座振替をする預金通帳、通帳の届出印、保険証を持参し、納税課納税管理係(市役所本館1階③番窓口☎(63)2116)で手続きしてください。

※納付状況等により、変更が認められない場合があります。

※手続き後、納付方法が変わるまで時間がかかります。